

## 生徒心得・交通関係の規定について

篠ノ井高等学校犀峽校では、生徒全員が「安心して、安全に高校生活を過ごすために」以下のような規程があります。

### 生徒心得

本校生としての自覚の上に立って、自己の言動に責任を持てるように心がけよう。言葉づかい、礼儀は常に正しく、すすんで挨拶をしよう。

#### Ⅰ 服装等についての規定

(1) 男女とも学校指定の制服とする。

##### ①男子制服

上着（紺のブレザー）、グレーのスラックス、白色無地のワイシャツ、ネクタイ

##### ②女子制服

上着（紺のブレザー）、グレーのスカートまたはスラックス、白色無地のブラウス、リボン

(2) 期間と服装

##### ①冬期（10月～5月）

ブレザー、男子はネクタイ、女子はリボンを着用。

※セーター等については、ブレザーとワイシャツ・ブラウスの間の着用は認めるが、セーター等のみの着用は認めない。

##### ②夏期（6月～9月）

上着なし、ネクタイ（男子）、リボン（女子）の着用は自由とする。

※セーター・ベスト・カーディガンについては必要に応じて可。ただし、色は白・黒・紺・グレー・ベージュとする。男女とも開襟シャツ、ポロシャツの着用を認める。

(3) その他

①防寒具（コート類）は特に指定しない。ただし、教室内での着用はしない。

②制服の変形等はしない。

③上履きは本校指定のものとし、下履き、体育館履きとの区別をする。

## 2 頭髪・服装等についての規定

以下のものは禁止する。

- ①染髪、脱色、パーマ
- ②化粧
- ③ピアス、指輪、ネックレスなどの装飾品

## 3 携帯電話・スマートフォンの使用上の注意

(1) 所持・使用にあたっては、下記の注意やマナーを守ること。

### ①校内

- ・授業中は全面的に使用禁止。呼出音（振動音）がならないように電源を切っておく。

※授業中に使用があった場合は教科担当がその時間あずかる。また、再三の注意や指導された場合は、担任の判断で家庭にも連絡してあずかり（保護者に渡す）使用禁止にする。

- ・校内では各自の責任で管理し、盗難予防をする。

### ②一般的なマナー

- ・人が大勢いるところや（病院や公共の施設、電車やバスの中）では使用しない。
- ・歩きながら、あるいは自転車に乗りながら使用しない。
- ・大声で話をしない。

## 4 アルバイトについての規定

(1) アルバイトは許可制とし、長期休業中とする。ただし、経済的に困難と認められる生徒に対しては別途考慮する。アルバイトをする場合は保護者連署の上、担任に「許可願」を提出し、「アルバイト許可書」の交付を受ける。

(2) あるバイト中は許可証を携帯し、アルバイト終了後は「アルバイト報告書」を提出する。

(3) ただし、下記については禁止する。

- ①無断アルバイト
- ②成績不振者
- ③宿泊を伴うもの
- ④居酒屋などの主として飲酒を伴うもの
- ⑤危険を伴うもの

## 5 届出・許可願について

(1) 学校生活中は原則として外出は禁止するが、やむを得ない場合は「外出許可書」を担任に提出する。

(2) 下校時刻より遅くなる場合は、「学校使用・居残り・ストーブ使用願」を学校に提出する。

(3) 同級会を行う場合は、事前に「同級会届け」を学校に提出し、以下のように行う。

①会場：小中学校または公共施設

②時刻：午後5時まで

③会費：1000円以内

④旧師の出席が得られること

(4) 生徒だけの登山・キャンプ・旅行など宿泊を伴うものは、事前に「旅行届け」を学校に提出し指導を受ける。

## 6 下校時刻について

下校時刻は17:30とする。

## 7 その他

(1) ロッカーは各自大切に扱い、鍵（学校で準備）をかけるようにする。

(2) 学校には必要なもの以外は持ってこないようにし、やむを得ず金銭・貴重品等を持ってくるときは担任に預けるなど管理に注意する。

(3) 学校の施設は大切にし、破損した場合は、それぞれの担当者あるいは担任に届け出る。場合によっては弁償してもらうこともある。

(4) 飲酒・喫煙など高校生にふさわしくない行為はしない。

(5) 男女交際は周囲に不快感を与えないような健全なものとする。

(6) やむを得ないとき以外は友人宅で外泊しない。

(7) 犀川水系などでの危険な行為はしない。

(8) 18歳選挙権を大切に行使する。選挙運動など政治的活動で学校生活に支障をきたすことがないようにする。

## 交通関係についての規定

交通規則を守り、交通マナーを重んじ、事故や違反のないように心がける。

### 1 徒歩・バスについて

(1) 交通マナーを守り、車には十分注意する。

(2) バス利用者は車内マナーを守り、同乗者に迷惑をかけないようにする。

### 2 自転車について

(1) 通学に使用するものは、「自転車通学届」を提出し、本校発行のステッカーを後尾灯の付近に貼る。

(2) 自転車保険への加入とヘルメット着用を強く勧める。

(3) 事故や盗難を防ぐため、整備点検を行い、2重ロックを行うこと。

(4) 交通法規を遵守し、安全運転に心がける。特に、二人乗り運転・右側通行・無灯火運転は重大な事故につながるため厳禁である。

### 3 バイクについて

原則として、免許取得および運転は禁止する。ただし、下記の条件を満たすものについては、2年次より原付のみ許可する。

## (1) 許可条件

①通学距離が 8km 以上で、山間部の著しく通学が困難な地域。ただし、場合によっては最寄りのバス停までとする。

### 【許可地域】

信更地区：桜井、高野、軽井沢、大森、氷熊

篠ノ井地区：有旅地区

七国会地区：瀬脇のバス停まで 2km 以上の地域

津和地区：越道地域で交通不便

信級、右左地区、長野市大岡、大町市八坂、生坂村は別途考慮する。

※上記以外の地区は職員会で審議する。

②クラブ活動をしているため、通学上著しく困難と認められる場合には別途考慮する。

## (2) 許可と手続きについて

①「バイク通学許可願」に必要事項を記入し、担任に提出する。

②担任は実測の上、「許可願」に学校までの距離、バス停までの距離、バス時刻など通学の困難性について記入する。

③保護者同伴で「許可式」に出席し「バイク通学許可証」の交付を受ける。

## (3) 許可後の諸注意

①バイク許可者は本校発行のステッカーを後部のよく見えるところに貼ること。

②「バイク通学許可証」は運転の際、常に携帯すること。

③バイクの貸し借りや 2 人乗りはしない。

④登下校時以外の使用は認めない。

⑤バイク実技講習会等の参加を義務付ける。

⑥交通規則を遵守し、整備点検に務める。

⑦違反をした場合には、免許証を預かり一定期間のバイク通学を禁止する。

## 4 四輪車（普通免許）について

(1) 普通免許取得の許可者は進路内定者を原則とし、卒業年次の 11 月 1 日以降とする。

(2) 普通免許取得希望者は「同意書」と「運転免許取得願」に必要事項を記入して、担任に提出し「許可証」の交付を受ける。

(3) 考査 1 週間前は講習を中止するなど、学校生活に支障がないようにすること。

(4) 下記に該当するものは、許可の保留または中断する。

①問題行動を起こし、指導中の者

②交通法規、バイクに関する違反者

③評定「1」を有する者（学期途中に解消した者はこの限りでない）

(5) 最終試験（卒業試験）は卒業式以降とする。